

28. 水洗便所等設備工事資金融資に伴う 利子補給制度

◆事業内容

下水道供用開始後 3 年以内の区域において、排水設備工事を行うために資金融資を受けた場合、その利子を補給します。

◆対象となる人

排水設備工事をするために、市指定の金融機関から資金融資を受けた人

◆助成対象

建物所有者または使用者である、一般家庭の人が行う以下の工事
ただし、市税及び下水道事業受益者分担金等を滞納している人は対象外です。

- (1) くみ取り便所を水洗便所に改造する工事とこれに伴う付帯工事
- (2) し尿浄化槽を廃止する下水道排水設備工事

◆助成金額

毎月の元金均等償還のうち利子相当額を市が補給します。
限度額は 100 万円、償還期間は 60 か月以内です。

◆申請・お問合せ先

建設部上下水道課 下水道グループ TEL 53-1972
メールアドレス jougesuidou@city.nanao.lg.jp

